

## 防火設備定期検査報告の報告時期に関する Q&A

2019年6月から変更される防火設備定期検査報告の報告時期について、問合せの多い内容をまとめました。ご不明な点は、建築物が所在する特定行政庁にお問い合わせください。

Q1 報告時期がどう変わったのか。

A1 用途コード（整理番号の真ん中の2桁の数字）によって報告時期が指定されました。

例えば、用途コード10番台では4月~10月の間にご報告ください。その次の報告はおおむね6ヶ月から1年の間隔をおいて、指定の時期内にご報告ください。2019年度の報告については、Q2、Q3もご覧ください。

Q2 この規定はいつから施行されるのか。

A2 2019年6月からです。

Q3 2019年6月から始めると、2019年度の報告時期が短くなるのではないか。

A3 例えば、用途コード10番台では2019年6月~10月と2020年4月~5月のどちらかの期間に報告していただければ結構です。詳しくは東京都都市整備局のホームページにある防火設備の報告時期（ケーススタディ）をご覧ください。

Q4 報告が報告時期以外になってしまう場合はどうすれば良いか。

A4 報告時期以外でも受け付けますが、事前に特定行政庁にご連絡ください。また、次回以降は報告時期内に報告できるように調整をお願いします。

Q5 報告時期に報告がされなかった場合、督促などができるのか。

A5 報告時期以外も含めて報告があった場合を除き、東京都全体としては、再度案内を送る予定です。特定行政庁ごとの対応については、特定行政庁にお問い合わせください。

Q6 報告時期に報告がされなかった場合、罰則などがあるのか。

A6 報告時期以外も含めて報告がされなかった場合については、建築基準法では罰則の規定があります。なお、罰則の適用については、特定行政庁にお問い合わせください。

- Q7 新築等の初回報告の時期が「検査済証の交付日から2年以内」から「検査済証の交付年度の翌々年度」に変わっている。検査済証の交付年度の翌年度は報告しなくて良いということか。また、管理者等が希望する場合は受付してもらえるか。
- A7 検査済証の交付年度の翌年度は報告免除となります。報告が提出されても、原則は受付できません（報告は翌々年度の指定された報告月となります）。やむを得ない理由がある場合は、特定行政庁にお問い合わせください。
- Q8 経過措置期間の報告を2019年3月にした場合、次回の報告を報告時期内の2019年6月に提出すると間隔が3ヶ月しかないことになる。あるいは、2020年5月に提出すると1年以上あいてしまう。どのように考えれば良いか。
- A8 2019年6月以降の初回報告は、前回報告日にかかわらず受付します。どちらも報告可能ですので、用途コードにより報告時期内にご提出ください。
- Q9 用途コード30番台の建築物で、2020年1月に報告し、次回の報告を2020年4月に提出すると間隔が3か月しかないことになる。あるいは、2019年6月に提出し、次回の報告を2021年1月に提出すると1年以上あいてしまう。どのように考えれば良いか。
- A9 2019年6月以降の2回目報告からは、前回報告日から「おおむね6ヶ月から1年の間隔をおいて」報告ができるように調整してください。やむを得ずおおむね1年（1年2か月を目安とする）を超えるような場合も受付はしますが、おおむね6ヶ月未満（5ヶ月未満を目安とする）では、間隔が短く報告の必要性が低いため、受付できません。
- Q10 2019年4月～5月はまだ経過措置期間になっているが、2019年6月以降の報告を前倒しで受付してもらえるか。
- A10 受付できません。2019年4月～5月は用途コード10番台と、経過措置期間内にまだ報告されていない20番台～40番台の報告のみ受付となります。（用途コード20番台～40番台の2回目の報告も受付できませんのでご注意ください。）
- Q11 経過措置期間中に報告を提出していないため、2019年6月以降に経過措置期間分の報告を受付してもらえるか。
- A11 受付できません。2019年6月以降の報告として受付します。やむを得ない理由がある場合は、特定行政庁にお問い合わせください。

## 2019年(平成31年)6月1日以降の防火設備定期報告時期一覧

2019年(平成31年)6月1日施行

用途	規模 又は 階 ※いずれかに該当するもの	用途 コード	報告時期(月)
劇場、映画館又は演芸場	・地階 若しくは $F \geq 3$ 階 ・ $A \geq 200\text{m}^2$ ・主階が1階にないもので $A > 100\text{m}^2$	11	
観覧場(屋外観覧席のものを除く)、公会堂 又は集会場	・地階 若しくは $F \geq 3$ 階 ・ $A \geq 200\text{m}^2$ <small>平家建て、かつ、客席及び 集会室の床面積の合計 が400m<sup>2</sup>未満の集会場を</small>	12	4月から10月
旅館又はホテル	$F \geq 3$ 階 かつ $A > 2000\text{m}^2$	13	平成31年6月以降の初回 報告時期: 「2019年6月～10月」 又は 「2020年4月～5月」
百貨店、マーケット、勝馬投票券発売所、 場外車券売場又は物品販売業を営む店舗	$F \geq 3$ 階 かつ $A > 3000\text{m}^2$	14	
地下街	$A > 1500\text{m}^2$	15	
児童福祉施設等(注意4に掲げるものを除く。)	・ $F \geq 3$ 階 ・ $A > 300\text{m}^2$ <small>〔平家建て、かつ、床面積の合計が 500m<sup>2</sup>未満のものを除く。〕</small>	21	
病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、 児童福祉施設等(注意4に掲げるものに限る。)	・地階 若しくは $F \geq 3$ 階 ・ $A = 300\text{m}^2$ (2階部分) ・ $A > 300\text{m}^2$ <small>〔平家建て、かつ、床面積の 合計が500m<sup>2</sup>未満のもの を除く。〕</small>	22	4月から11月
旅館又はホテル(用途コード13のものを除く。)		22	
学校、学校に附属する体育館	・ $F \geq 3$ 階 ・ $A > 2000\text{m}^2$	23	平成31年6月以降の初回 報告時期: 「2019年6月～11月」 又は 「2020年4月～5月」
博物館、美術館、図書館、ボウリング場、スキー場、スケート 場、水泳場、スポーツの練習場、体育館 (いずれも学校に附属するものを除く。)	・ $F \geq 3$ 階 ・ $A \geq 2000\text{m}^2$	24	
下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途とこの表(用途コード34 を除く。)に掲げられている 用途の複合建築物	$F \geq 5$ 階 かつ $A > 1000\text{m}^2$	28	
用途コード21に該当しない病院、診療所(患者の収容施設 のあるものに限る。)	$A \geq 200\text{m}^2$	29	
百貨店、マーケット、勝馬投票券発売所、場外車券売場 又は物品販売業を営む店舗(用途コード14のものを除く。)	・地階 若しくは $F \geq 3$ 階 ・ $A \geq 500\text{m}^2$	31	4月から12月 及び1月
展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンス ホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店		32	
複合用途建築物(用途コード28及び34のものを除く。)	・ $F \geq 3$ 階 ・ $A > 500\text{m}^2$	33	平成31年6月以降の初回 報告時期: 「2019年6月～2020年1月」 又は 「2020年4月～5月」
事務所その他これに類するもの	$A > 1000\text{m}^2$ <small>〔5階建て以上、かつ、延べ面積が 2000m<sup>2</sup>を超える建築物のうち、 <math>F \geq 3</math>階のものに限る。〕</small>	34	
下宿、共同住宅、寄宿舎(注意5に掲げるものを除く。)	$F \geq 5$ 階 かつ $A > 1000\text{m}^2$	40	4月から9月
高齢者、障害者等の就寝の用に供する共同住宅又は寄宿 舎 (注意5に掲げるものに限る。)	・地階 若しくは $F \geq 3$ 階 ・ $A \geq 300\text{m}^2$ (2階部分)	41	平成31年6月以降の初 回報告時期: 「2019年6月～9月」 又は 「2020年4月～5月」
用途コード41に該当しない高齢者、障害者等の就寝の用に 供する用途	$A \geq 200\text{m}^2$	49	

## (注意)

- $F \geq 3$ 階、 $F \geq 5$ 階、地階若しくは  $F \geq 3$ 階とは、それぞれ3階以上の階、5階以上の階、地階若しくは3階以上の階で、その用途に供する部分の合計が100m<sup>2</sup>を超えるものをいいます。
- Aは、その用途に供する部分の床面積の合計をいいます。
- 共同住宅(高齢者、障害者等の就寝の用に供するものを除く。)の住戸内は、定期調査・検査の報告対象から除かれます。
- 高齢者、障害者等の就寝の用に供する児童福祉施設等とは「助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設その他これに類するもの、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービスを行う施設」をいいます。
- 高齢者、障害者等の就寝の用に供する共同住宅及び寄宿舎とは「サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム」をいいます。